

## 低入札価格調査基準価格の取扱について

佐伯市が競争入札に付する建設工事の低入札価格調査基準価格(予定価格が3億円以上で最低制限価格を適用しない場合に適用)について、次のとおり一部改正します。

### 【改正内容】

1. 制限割合の算定において、一般管理費に乘じる率を**55%**から**68%**へ改める。
2. 失格基準の算定において、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計額に乘じる率を**70%**から**74%**に改める。

### 【低入札価格調査基準価格算定方法】

#### 1 算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により低入札価格調査基準価格を算定する。

##### (1) 制限割合の算定

###### ●制限割合の算定式

- ① 直接工事費の額に97%を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に90%を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に90%を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に**68%**を乗じて得た額

(注1)①~④のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注2)共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

$$\text{制限割合} = \frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

(注3)小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。

###### ●制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

(注4)制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、

上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

##### (2) 低入札価格調査基準価格の算定

###### ●低入札価格調査基準価格の算定式

$$\text{低入札価格調査基準価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注5)1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

### 【低入札価格調査における失格基準算定方法】

#### 1 算定方法

##### (1) 失格基準の算定

###### ●失格基準の算定式

- ① 直接工事費の額に87%を乗じて得た額
- ② 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計額に**74%**を乗じて得た額

(注1)①、②のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注2)共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

$$\text{失格基準} = (\text{①} + \text{②}) \times 1.10$$

### 適用時期

**令和4年7月1日以降**に公告し、又は通知する入札から対象とします。